

# 韮崎市耐震改修促進計画

山梨県 韮崎市

## 目 次

序 章	……2
1. 計画の目的	
2. 本計画の位置づけと他の計画との関係	
3. 計画の期間	
第 1 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	……3
1. 想定される地震の規模・被害の状況	
2. 耐震化の現状	
3. 耐震改修等の目標	
4. 市有建築物の耐震化の目標等	
第 2 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	……13
1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
3. 安心して耐震改修を行うための環境整備	
4. 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	
5. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	
6. 地震発生時に通行を確保すべき道路	
第 3 章 建築物の耐震性向上に関する啓発と普及	……18
1. 地震防災マップの公表	
2. 相談体制の整備及び情報提供の充実	
3. パンフレットの作成・配布や講習会の開催	
4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導	
5. 自治会等との連携	
6. 個別訪問の実施	
7. 税制の周知・普及	
第 4 章 その他の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	……20
1. 平成12年までに着工した木造住宅の安全性の向上	
2. 福祉部局との連携	
3. 計画の進行管理	
関係法令等	……21

# 序章

## 1 計画の目的

韮崎市耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として平成20年6月に策定しました。

### —耐震化の必要性について—

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊等により、地震による直接的な死者数の5,502人の約9割にあたる4,831人もの方が犠牲になりました。

一方、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など全国各地で大地震が近年頻発しており、さらに、平成23年3月の東日本大震災では、想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害により尊い命が奪われました。

こうした状況から、南海トラフ地震等の切迫性が指摘されたことなどを背景に、平成25年11月の法改正と併せて、建築物の耐震化の促進に係る国の基本的な方針(以下「国の基本的な方針」という。)も改正されました。

その後、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月)や首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月)が策定されたことから、平成28年3月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。こうした状況のもと、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

近年においても、平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震など大規模地震が発生し、数多くの建築物が倒壊・崩壊しました。特に、旧耐震基準で建築された木造住宅に深刻な構造被害が生じており、住宅・建築物の耐震化の重要性が一層高まっています。

今後も我が国においては、南海トラフ地震や首都直下型地震などのマグニチュード7以上の大地震が高い確率で発生すると想定されています。

本市に影響がある南海トラフ地震や糸魚川-静岡構造線断層帯地震については、甚大な被害を及ぼすと想定されている中、更なる耐震化の促進が必要となります。

そのため、これまでの取組や耐震化率の達成状況を見直し、今後も継続して更なる耐震化の促進をするため、本計画を10年間延長します。

## 2 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)」の第6条第1項に基づき策定したものです。

また、韮崎市地域防災計画・韮崎市国土強靱化地域計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、国の基本的な方針の目標年に合わせ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、令和12年度には中間検証を行い、その結果を踏まえて計画の見直しを実施します。また、社会情勢の変化や本計画の進捗状況に応じて、適宜検証を行い、必要に応じて計画を見直します。

# 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

## 1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画(令和7年3月)及び山梨県地震被害想定調査報告書(令和5年5月)によると、県内で想定される地震は次のとおりです。

- ① 南海トラフの巨大地震(東側ケース)  
南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震
- ② 首都直下地震 M7(立川市直下)  
相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨 県域にかかる震源断層域を含む地震
- ③ 糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間  
山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震
- ④ 糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間  
山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震
- ⑤ 曾根丘陵断層帯  
甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震
- ⑥ 扇山断層  
山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震
- ⑦ 身延断層  
山梨県の南部に位置する活断層で発生する地震
- ⑧ 塩沢断層帯  
山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震
- ⑨ 富士川河口断層帯  
山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震
- ⑩【参考】首都直下地震(M8 クラス相模トラフ)  
相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震

### (1) 対象地震の地震動と震源分布

想定される地震動と震源分布は次のとおりです。(表 1-1、図 1-1)

表1-1 対象地域の地震動(出典:山梨県地域防災計画(令和7年3月))

対象地震	対象地震の地震動予測結果の概要
① 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	震源は遠いものの、県中心部～南部にかけて揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
② 首都直下地震 M7 (立川市直下)	震源に近い、県東部及び富士五湖地域の一部で最大震度6強の揺れが想定される。
③ 糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間	震源が位置する県北西部で震度6強から震度7、甲府盆地の一部地域で最大震度6弱が想定される。
④ 糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間	震源が位置する県西部で広範囲に震度6弱以上となり、一部地域で震度7が想定される。

⑤ 曾根丘陵断層帯	震源が位置する県中心部において震度7の揺れが広く発生することが想定される。
⑥ 扇山断層	震源が位置する県東部を中心に揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
⑦ 身延断層	震源の真上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強の揺れが想定される。
⑧ 塩沢断層帯	震源付近で揺れが大きく富士五湖地域では最大震度7の揺れが想定される。
⑨ 富士川河口断層帯	震源の近い県南部において最大震度7の揺れが想定される。
⑩【参考】首都直下地震 (M8 クラス相模トラフ)	震源に近い県東部で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度7の揺れが想定される。

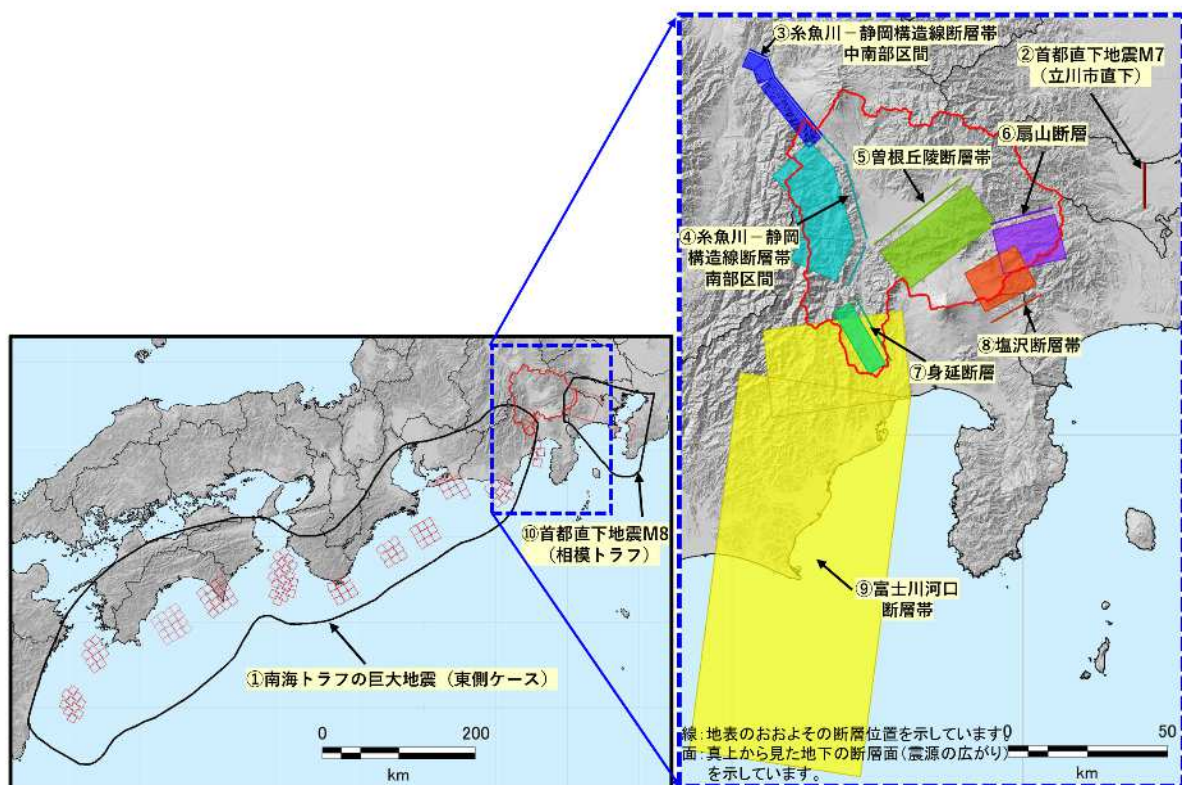


図 1-1 想定される地震の震源分布図(出典:山梨県地域防災計画(令和7年3月))

## (2) 人的被害

韮崎市地域防災計画(令和7年4月)によると、本市で想定される地震による人的被害の想定は、次のとおりです。

なお、それぞれの地震が冬季の午前5時に発生という状況を想定しています。(表1-2)

表1-2 想定される地震による人的被害

(出典:韮崎市地域防災計画(令和7年4月))

(単位:人)

対象地震	死者	負傷者		要救助者数
			うち重傷者	
① 南海トラフの巨大地震(東側ケース)	6	62	9	36
② 首都直下地震 M7(立川市直下)	0	0	0	0
③ 糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	9	73	12	49
④ 糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	69	437	123	454

## (3) 建物被害

韮崎市地域防災計画(令和7年4月)によると、本市で想定される地震による建物被害の想定は、次のとおりです。

なお、それぞれの地震が冬季の午後6時に発生という状況を想定しています。(表1-3)

表1-3 対象地震の揺れによる建物被害予測結果

(出典:韮崎市地域防災計画(令和7年4月))

(単位:棟)

想定地震	液状化		揺れによる被害		急傾斜地崩壊		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊		全壊	半壊
南海トラフ (東側ケース)	12	122	104	285	2	4	-	118	411
首都直下地震 M7(立川直下)	2	23	0	1	0	1	-	2	24
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	4	42	140	328	1	2	-	145	372
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	11	107	1,384	1,362	2	3	-	1,396	1,472

## 2 耐震化の現状

### (1) 住宅建築時期別の状況等

(住宅・土地統計調査使用の場合)

平成30年・令和5年の「住宅・土地統計調査」を基に令和7年度末の住宅数を推計すると、蕪崎市内の住宅総数は、11,650戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、1,670戸で全体の14.3%を占めています。(表1-4)

表1-4 「建築時期別」住宅数

(単位:戸)

住宅総数				
11,650	昭和55年以前の住宅 ※	1,670 (14.3%)	昭和56年以降の住宅 ※	9,980 (85.7%)

※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された(新耐震基準)ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています

市内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の79.1%を占めています。また、戸建て住宅の17.0%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は13.5%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が4.1%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は0.86%と低くなっています。(表1-5)

表1-5 「建方別・建築時期別」住宅数

(単位:戸)

	住宅総数		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	① 11,650 構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
戸建て	9,210	79.1%	1,570	17.0%	7,640	83.0%
共同建て	2,440	20.9%	100	4.1%	2,340	95.9%

住宅の構造別に見ると、木造住宅は 8,870 戸と推計され、全体の 76.1%を占めています。  
 また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が 1,580 戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の 94.6%を占めています。(表1-6)

表1-6 「構造別・建築時期別」住宅数 (単位:戸)

住宅総数			昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	①	11,650	③ 1,670		⑤ 9,980	
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
木造	8,870	76.1%	1,580	94.6%	7,290	73.0%
非木造	2,780	23.9%	90	5.4%	2,690	27.0%

※推計値

## (2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は 10,850 戸になり、市内における住宅の耐震化率は、令和 7 年度末で 93.1%と推計されます。(表1-7)

表1-7 住宅の耐震化の現状 (単位:戸)

住宅総数					昭和56年以降の住宅	耐震性有の住宅数	耐震化率 (令和7年度末推計値)
	昭和55年以前の住宅	耐震性を有するもの	耐震改修を実施したもの	耐震性が無いもの			
① (②+⑥)	②	③	④	⑤	⑥	⑦ (③+④+⑥)	⑧ (⑦/①)
11,650	1,670	650	220	800	9,980	10,850	93.1%

### (3) 要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の耐震化の現状

市内の要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)については、全ての所有者から耐震診断の結果が報告されており、令和7年度末時点で耐震性が不十分な建築物は、9棟となっています。

表1-8 要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の耐震化の現状 (単位:棟)

対象の建築物	耐震性不足が 解消された建築物	耐震性が不十分な 建築物
11 棟	2 棟	9 棟

### (4) 特定建築物等の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、129棟あります。このうち昭和55年以前に建築された19棟の中で耐震性を有するもの16棟(推計値)と耐震改修を実施したもの2棟(推計値)を昭和56年以降に建築された111棟に加えた、129棟(推計値)が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和7年度末で99.2%と推計されます。(表1-9)

表1-9 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状 (単位:棟)

特定建築物等 ① (②+⑥)	昭和55年 以前の特定 建築物等 ②	昭和55年 以前の特定 建築物等			昭和56年 以降の特定 建築物等 ⑥	耐震性有の 特定建築物 等 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 (令和7年度末 推計値) ⑧ (⑦/①)
		耐震性を 有するもの ③	耐震改修 を実施した もの ④	耐震性が 無いもの ⑤			
130	19	16	2	1	111	129	99.2%

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。(表1-10)

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-10 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」

(単位:棟)

区分	用途	昭和55年 以前の 建築物 ①	昭和56年 以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和7年度末) ⑤ (④/③)	
災害時の 拠点 となる建築物	県庁舎、市役所、町村役場、 警察署、消防署、幼稚園、 小・中学校、高校、病院、診 療所、老人ホーム、老人福祉 施設、体育館等	10	34	44	43	97.7%	
	公共建築物	県	4	9	13	13	100.0%
		市町村	5	10	15	15	100.0%
	民間建築物	1	15	16	15	93.8%	
不特定多数の者が 利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅 館、映画館、遊技場、美術 館、博物館、銀行等	0	16	16	16	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0.0%
		市町村	0	2	2	2	100.0%
	民間建築物	0	14	14	14	100.0%	
特定多数の者が 利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限 る)、寄宿舍、下宿、事務所、 工場等	9	61	70	70	100.0%	
	公共建築物	県	0	12	12	12	100.0%
		市町村	9	4	13	13	100.0%
	民間建築物	0	45	45	29	100.0%	
計		19	111	130	129	99.2%	
	公共建築物	県	4	21	25	25	100.0%
		市町村	14	16	30	30	100.0%
	民間建築物	1	74	75	74	98.7%	

※ 民間建築物の④と⑤は推計値です。

※ 特定建築物等について

本計画において、「特定建築物等」とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合するか否かにかかわらず、次に掲げる建築物をいい、耐震改修促進法第14条に規定する「特定建築物」(建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物)と区別している。

- 法第14条第1号に規定する建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物等」という。)
- 法第14条第2号に規定する建築物(以下「危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物等」という。)
- 法第14条第3号に規定する建築物(以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定建築物等」という。)

### 3 耐震改修等の目標

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針及び山梨県耐震改修促進計画を踏まえ、「住宅」及び「要安全確認建築物(避難路建築物)」を対象とします。

#### (1) 住宅の耐震化の目標

令和7年7月に改訂された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の中で、国は住宅の耐震化について、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。また、山梨県耐震改修促進計画においても、耐震性が不十分な住宅について、令和17年までにおおむね解消することを目標としています。

本市における令和7年度末までの耐震化率は、目標95%に対して93.1%と目標に達しておりません。今後も、的確な施策の実施により、更に耐震化を進める必要があります。

本市においても、国及び県の目標を踏まえ、令和17年度末までにおおむね解消することを目標とします。(表1-11)

表1-11 令和17年度末における住宅の耐震化の目標

(単位:戸)

住宅総数 ① (②+⑤)		昭和55年 以前の 住宅			昭和56年 以降の 住宅 ⑤	耐震性有 の住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 ⑦ (⑥/①)
		②	耐震性を 有するもの ③	耐震性が 無いもの ④			
令和7年度	11,650	1,670	※870	800	9,980	10,850	93.1%
令和17年度	11,470	990	※420	570	10,480	10,900	

※ 住宅総数(令和17年度)は、将来世帯数等に基づく推計値です。

※ 「耐震性を有するもの」については、推計値+施策効果の件数

(推計値 245+施策効果 175)

#### (2) 要安全確認計画建築物

本市では、山梨県耐震改修促進計画にならい、令和17年度末までに耐震性が不十分なものを解消することを目指します。

#### (3) 多数の者が利用する特定建築物等について

国及び県は、多数の者が利用する特定建築物の耐震化が令和2年度末で目標値であった95%を超える推計となったため、目標を設定していません。

本市では、多数の者が利用する特定建築物のうち、民間建築物について、令和7年度末時点の耐震化率が、表1-10のとおり98.7%となっており、国及び県と同様に95%を超える推計となります。

また、市有建築物については、令和7年度末時点で既に100.0%を達成しております。

このことから、本市では、国及び県と同様に、多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率について、目標は設定しませんが、引き続き耐震性が不十分なものの解消に向け、所有者に働きかけを行っていきます。

#### 4 市有建築物の耐震化の目標等

市有建築物は、災害時の拠点施設として使用されるため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

##### (1) 市有建築物の耐震化の現状

現在、市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は 30 棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは14 棟でいずれも耐震性を有しております。これに、昭和56年以降に建築された 16 棟を加えた 30 棟が耐震性能を有しておりますので、現状での耐震化率は、100.0%を達成しております。(表1-12)

表1-12 市有建築物(「多数の者が利用する特定建築物等」)の耐震化の現状 (単位:棟)

区分	昭和55年以前の 建築物		昭和56年 以降の 建築物	建築物数  ③  (①+②)	耐震性有 建築物数  ④	耐震化率 (令和7年 度末)  ⑤  (④/③)
	②					
	有	無	③			
災害時の拠点となる建築物	5	5	0	10	15	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	2	2	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	9	9	0	4	13	100.0%
内、市営住宅	9	9	0	4	13	100.0%
計	14	14	0	16	30	100.0%

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、本市は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、建築関係団体等と、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施します。

	所有者	県	葦崎市	団体 建築関係	技術者 建築専門
耐震診断・耐震改修の実施	●				
耐震改修促進計画の策定		●	●		
耐震化緊急促進アクションプログラムの策定 ※			●		
公共建築物の耐震化		●	●		
耐震化に関する知識の普及・啓発		●	●	●	
耐震化への補助		●	●		
所有者等への適切なアドバイス		●	●	●	●
技術者の養成		●	●	●	

※交付金を活用するための要件となっている計画

#### (1) 葦崎市の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ります。

このため、県、建築関係団体等と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、市が所有する建築物の耐震化についても積極的に推進します。

#### (2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努める必要があります。

特に、耐震改修促進法第14条第1号から第3号に規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物(以下「特定建築物」という。)の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることとします。

#### (3) 建築関係団体等の役割

建築に関する専門知識を有し、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に対応します。

## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民及び所有者に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の支援や制度を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

### (1) 住宅に関する支援策

現在、本市が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

引き続き、こうした支援事業を推進し、住宅の耐震化を促進します。

#### 木造住宅耐震化支援事業

区分	対象建築物等	事業内容	補助率等	補助限度額
① 木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	住宅の耐震診断に対する補助	1/1	
② 木造住宅耐震改修費等補助事業	耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の倒壊の危険があると診断された木造住宅	耐震改修工事費等に対する経費の一部を助成	1/1	1,437,500 円
		建替え工事費等に対する経費の一部を助成	1/1	1,437,500 円
③ 木造住宅耐震シェルター設置事業	耐震診断の結果、総合評点が 0.7 未満の倒壊の危険があると診断された木造住宅	耐震シェルターの設置に要する経費の一部を助成	1/1	360,000 円
④ ブロック塀等の除却助成事業	補強コンクリートブロック造及び組積造による塀で避難路※1に面したもの	危険性の高いブロック塀等の除去に対する補助	2/3	260,000 円

※各助成制度については、補助金交付要綱で定めています。 ※1:市の指定した避難路(防災計画に定めのある路線等)

### (2) 特定建築物に関する支援策

多数の者が利用する特定建築物や危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物などの耐震化を促進するため、今後、市では県と連携し、適切な役割分担を踏まえ、耐震診断及び耐震改修等に関する支援制度について検討を進めます。

### (3) 大規模建築物及び避難路沿道建築物に関する支援策

法で定める大規模建築物及び避難路沿道のうち、既存耐震不適格建築物について、本市が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

引き続き、こうした支援事業を推進し、建築物の耐震化を促進します。

## 災害時避難路通行確保対策事業

経費区分	対象建築物	補助対象経費の限度額	補助率
設計に要する経費 (指定評価者の判定に要する経費を含む。)	要安全確認計画記載建築物 (法第7条)	1. 耐震設計にかかわる事業費 ① 面積 1,000 m <sup>2</sup> 以内の部分は 2,100 円/m <sup>2</sup> 以内 ② 面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えて 2,000 m <sup>2</sup> 以内の部分は 1,570 円/m <sup>2</sup> 以内 ③ 面積 2,000 m <sup>2</sup> を超える部分は 1,050 円/m <sup>2</sup> 以内 2. 建替えに関わる設計費 耐震改修に要する経費相当分を建築工事としたうえで、国の算出方法に準じて算出した額	補助対象経費の 5 / 6 以内
耐震改修、建て替え又は除却に要する経費		1. 耐震改修工事費 ① 住宅(木造)については 13,700 円/m <sup>2</sup> 以内 ② 住宅(非木造)については 34,100 円/m <sup>2</sup> 以内 ③ 住宅以外については 51,200 円/m <sup>2</sup> 以内 ④ Is 値が 0.3 未満については 56,300 円/m <sup>2</sup> 以内 2. 建替え工事費及び除却工事費 建替えに要する経費及び除却に要する経費の合計額以内とする。この場合において、耐震改修工事費(従前の建築物の延べ面積を算定根拠とする)により算定された額を限度とする。 3. 除却工事費 除却に要する経費とする。この場合において、耐震改修工事費(従前の建築物の延べ面積を算定根拠とする)により算定された額を限度とする。	補助対象経費の 11 / 15 以内

### 3 安心して耐震改修を行うための環境整備

#### (1) 専門技術者紹介体制の整備

市内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(一社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施しています。

#### (2) 市民への住宅耐震化の啓発

市民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報をわかりやすく解説し、市ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県(建築住宅課及び中北建設事務所)並びに(一社)山梨県建築士会などと連携した無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことができる環境整備に努めます。

#### (3) 韮崎市定住促進住宅の活用

住宅の耐震改修工事を行う際、居住者が工事期間中の仮住居の確保が必要とする場合に、市は、韮崎市定住促進住宅へ入居できることとしています。

## 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

### (1) 地震発生前の対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖の地震等による被害の状況から、ブロック塀や擁壁、石垣等の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、本市では、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に必要な対策を講じるよう指導しており、今後も引き続き、適切に指導していきます。

#### ① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁等の転倒及び倒壊により、死傷者が発生することがあります。このため、今後も狭隘(きょうあい)な道路や通学路等を中心に危険箇所の点検を実施するとともに、転倒及び倒壊する危険性のある箇所等については、改修工事がなされるよう引き続き指導していきます。

#### ② 家具等の転倒防止

地震が発生すると住宅内の家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになります。このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止に関する市ホームページやパンフレット等により普及・啓発を推進します。

### (2) 地震発生後の対応

市は、大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、その後の余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度<sup>※</sup>に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動支援を要請します。

これによる判定結果は、被災した建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性に関する情報を提供することで、未然に二次災害を防止します。

また、これらの判定は、建築の専門家が個々に建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的な安定にもつながります。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士(専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士)が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

基本的に、建築物の安全性を確保する責任を有する者は、建築物の所有者及び管理者等ですが、現実的には、被災時において、その安全性を自ら確認することは困難であることから、その建築物が道路や隣家に及ぼす影響は、居住者のみならず第三者に被害が及ぶ可能性があります。

そのために、市が地震発生直後の応急対応の一環として被災建築物の安全性の判定を応急的に実施するものです。

## 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館及び消防署、医療活動の中心となる病院並びに避難所となる学校及び体育館等、その他防災上で特に重要な既存建築物については、優先的に着手する必要があります。

また、木造住宅が密集している地域等にある建築物についても、その危険度の高さから所有者に対し、特に普及啓発を図ります。

## 6 地震発生時に通行を確保すべき道路

### (1) 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路(耐震診断の義務付け対象道路)

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要がある道路として、「山梨県地域防災計画」及び「韮崎市地域防災計画」等では地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送路等を位置づけています。

この緊急輸送路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉鎖を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進めるうえで重要です。

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」として、市では次のとおり指定しています。

この指定によって、当該道路の沿道建築物で次の条件を満たす建築物の所有者は、定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を山梨県に報告する必要があります。

なお、一般的な住宅や小規模建築物については、耐震診断や改修は「努力義務」ですが、この条文が指す特定の大規模建築物は、「法的義務」となっています。

① 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路		
道路種別	路線名	起終点
一般国道	国道 20 号 国道 141 号	市内全線 市内全線
主要地方道	甲府・韮崎線 韮崎・南アルプス・中央線 茅野・北杜・韮崎線 韮崎・昇仙峡線 韮崎・増富線 韮崎・南アルプス・富士川線 (旧国道 52 号)	市内全線 市内全線 市内全線 国道 141 号交差点から韮崎インターチェンジ までの間 市内全線 市内全線

② 耐震診断結果の報告期限
各年度末3月31日 ※ただし、附則第 3 条で定める規模・用途要件により義務付け対象となる建築物の報告期限は上記ではなくるので注意してください。

③ 義務付け対象となる建築物の要件
以下の両方の要件を満たすもの (1)昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着工した建築物 (2)①の道路に対して「耐震改修促進法施行令第 4 条第 1 項」の「通行障害建築物の要件」を満たす建築物

## 第3章 建築物の耐震性向上に関する啓発と普及

市では、耐震化を促進するため、市民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及を図ります。

### 1 地震防災マップの公表

市は、地震防災マップ(揺れやすさマップ)を作成し、ホームページ(<https://www.city.nirasaki.lg.jp/>)で公開しています。引き続き、住宅・建築物の耐震化を促進するため、市民へ情報発信をしていきます。

### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市では、県や(一社)山梨県建築士会の「やまなし住まいの安全・安心相談窓口」及び、(一社)山梨県建築士事務所協会等と連携を図り、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応しています。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めていきます。

### 3 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

市では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

また、市で開催する減災フォーラムや講習会等において、耐震化促進のための啓発活動を行っていきます。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、市ホームページ・SNS 等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、市民に対し各種情報を提供していきます。

### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新、省エネルギー化及びバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは費用面などで合理的であることから、市ではこれを普及させるため、県と共同で耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、各種媒体を通じた情報提供に努めます。

なお、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォームネット」(<http://www.refonet.jp/>)等の活用を通じて、リフォームに関する情報を紹介しています。

このほか、「やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業」など住宅関連補助金の情報提供を行い、木造住宅の耐震化を促進します。

### 5 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、市では各自治会と連携し、地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等と一体となり、住宅等の耐震化の向上が図られるよう、引き続き情報提供・連携強化等に努めていきます。

## 6 個別訪問の実施

木造住宅の耐震化への普及啓発と耐震診断・耐震改修工事を促進するため、個別訪問を行い、耐震化への普及啓発と相談・補助制度の紹介・申込受付を実施していきます。

## 7 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。市では、これらの制度の広報・周知を行うことにより、耐震化を促進します。

## 第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し

### 必要な事項

#### 1 平成 12 年までに着工した木造住宅の安全性の向上

平成 28 年に発生した熊本地震では、平成 12 年以前に建築された住宅についても倒壊等の甚大な被害が確認されたことから、国は「新耐震基準の木造住宅の耐震性検証法(新耐震木造住宅検証法)」をとりまとめています。

現在、本市では昭和 55 年以前の木造住宅の耐震性能の向上を優先的に促進していますが、今後の国や県の方針を注視し、支援の拡大を検討します。

#### 2 福祉部局との連携

住宅の所有者等が高齢者である場合、耐震化に関する情報が分かりにくかったり、必要な情報を得にくかったりすることがあります。

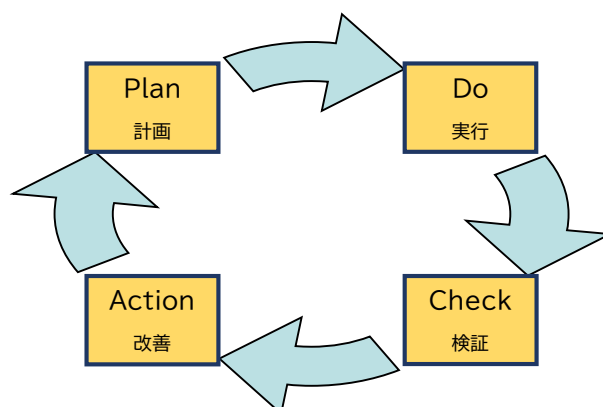
耐震診断や耐震改修は専門的な内容も多く、手続きも複雑に感じられることから、情報が十分に伝わっていても、それを活用することが難しい状況が生じやすいと考えられます。

こうした事情により、高齢者世帯では耐震化が進みにくい状況があることを踏まえ、相談支援や情報提供を充実させていくことが重要です。

このため、地域に根ざし、高齢者と日常的に関わりのある福祉部局と連携し、所有者とその家族に対するきめ細やかな相談支援体制を構築し、丁寧でわかりやすい情報提供を行うことにより、高齢者等が所有する住宅の耐震化の促進を図ります。

#### 3 計画の進行管理

本計画の進行管理については、住宅・耐震化についての進捗状況を確認する中で、必要に応じて計画の取り組みの見直しを行いながら、耐震改修促進を推進していくこととします。



## 関係法令等

### 【国】

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第 429 号)
- 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針  
(平成 18 年国交省告示第 184 号)

### 【県】

- 山梨県建築物の耐震改修促進に関する法律施行規則(平成26年3月山梨県規則第6号)

### 【市】

- 韮崎市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱(令和3年告示第18号)
- 韮崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱(平成31年3月告示第 18 号)
- 韮崎市災害時避難路通路確保対策事業補助金交付要綱(平成31年告示第19号)

平成20年 6月 策定  
平成26年 10月 一部改正  
平成28年 3月 一部改正  
平成31年 3月 一部改正  
令和 3年 3月 一部改正  
令和 8年 3月 一部改正

韮崎市耐震改修促進計画  
令和8年3月  
韮崎市 営繕住宅課  
〒407-8501  
山梨県韮崎市水神一丁目3番1号  
TEL 0551-45-7634  
FAX 0551-23-1215  
ホームページ :  
<http://www.city.nirasaki.lg.jp>